

## 唐代後半期の太廟における「一帝一后」

——北宋多后配祔の背景——

猪俣 貴幸

はじめに

皇帝の祖先祭祀の場である宗廟では、「天子七廟」に依據して、それぞれの廟室に祖宗を祭っていた<sup>①</sup>。廟室には皇帝の諡號を記した神主が安置され、その傍らには「一帝一后」の原則のもと、皇后の神主が配される<sup>②</sup>。ただ、經典に基づく禮の原則には、運用上の例外がつきものであり、制度もまた歴代少しずつ變化してきた。

極めて巨視的に宗廟祭祀の沿革を俯瞰した時、北宋における多后配祔をその劃期と位置づけることができる。すなわち、上述の「一帝一后」が保てなくなり、廟室に多くの皇后の神主が並び置かれる「多后配祔」が常態化するようになったのである<sup>③</sup>。では、それ以前に多后配祔が全くなかったかといえば、たつた一つだけ、唐代開元年間において、睿宗の廟室へ二人の皇后を配祔した例がある。第一章に詳述するが、玄宗はこの時、睿宗の嫡妻劉氏と、自身の生母竇氏をすりかえる巧妙なトリックを弄したのである。ともあれ、廟室に二后が配祔されたのは事實らしく、「大唐元陵儀注」の中にも、睿宗室に二后の神主が存在することが明記されている。これを南宋の王應麟が、

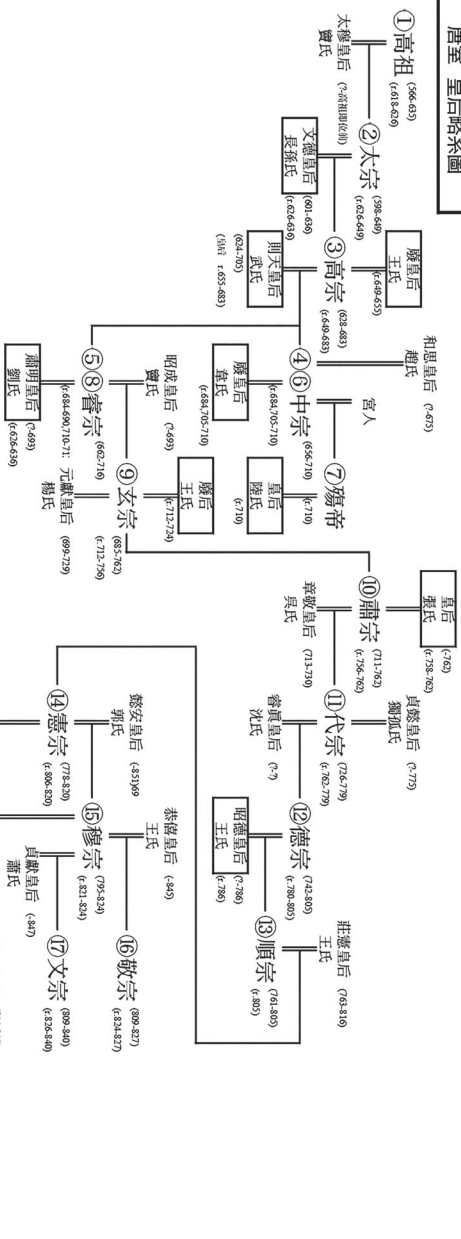
唐、配帝皆一后、唯睿宗二后。昭成明皇之母、開元四年升祔。此失禮之始也。

唐、帝に配するに皆な一后、唯だ睿宗のみ二后。昭成は明皇の母なれば、開元四（七一六）年升祔す。此れ禮を失するの始めなり。  
『困學紀聞』卷一四、考史

と評していることから、筆者は舊稿において玄宗による二后配祔を一帝に一后を配するという原則が崩壊する端緒として指摘した<sup>⑤</sup>。しかし玄宗以降、唐末にいたる諸帝は、度重なる兄弟繼承によつて、皇帝生母がひしめく情況にありながら、廟室では「一帝一后」が保たれた。もし、玄宗の二后配祔が故事として唐人に認識されていたならば、北宋を俟たずに多后配祔が常態化してもおかしくはなく、なぜ唐代後半期に「一帝一后」が保持されたのだろうか。舊稿および先行研究ではその点についての十分な分析がなされていない<sup>⑥</sup>。

唐代後半期において「一帝一后」が保たれるということは、すなわち玄宗による二后配祔は前例として援用されなかつたということになる。そうであるならば、北宋の多后配祔は突如として起こったことになる。王朝交代は時として制度に大きな改変をもたらすが、秦漢以来の傳統をもつ宗廟祭祀の禮制がここで突發的に變更されるのを、當時の禮官が是認するとも考えにくい。そこで、本稿では玄宗朝の二后配祔から北宋の多后配祔常態化に至るまでのような歴史的展開があつたのか、それを跡づけることで多后配祔發生の背景を明らかにし、舊稿および先行研究の不備を補つておきたい。

唐室 皇后略系圖



凡例

- 皇后を表記は舊唐書J后妃傳の表記方法を基本とする。
- 皇帝の廟号の前の数字は即位順序を表わす。  
※前代皇帝(則天武后)は数えない。
- 皇太后内、生前に皇后に冊立された所謂「正統皇后」は□で囲った。  
その他は、崩後の追尊によって皇后となった者である。
- (-)は生没年 (□-)は皇帝・皇后としての在位期間を示す。  
※太上皇帝・皇太后・太皇太后などの在位期間は含めない。

この系圖からもわかるとおり、玄宗以降に多后配附の可能性があるのは、⑭憲宗、⑮穆宗、⑯懿宗の三室である。それぞれ、胞はちを異ことにする皇子が次々と即位したために、「生母」に該当する人物が同時に複数存在する事態となっている。ただ、懿宗の廟室については史料に乏しく詳細がつかめないため、本稿では穆宗室と憲宗室における議論を中心に検討してゆくこととする。その上で、「一帝一后」が唐代後半期においてどのように認識されていたのかを確認し、玄宗の二后配附の本質を探りながら、唐代の皇后耐廟の特徴をあぶり出し、それがいかにして北宋の多后配附につながっていくのかを示してみたい。

まずは、空前の二后配附をおこなった玄宗開元年間の状況から確認しておこう。

## 第一章 開元年間の二后配附

### 第一節 睿宗の二后——肅明皇后劉氏と昭成皇后竇氏——

高宗と武后のあいだに生まれた睿宗は、その半生を母の武后に、最晩年を妹の太平公主に掣肘されるといふ、女傑に阻まれた人生をおくった。そんな彼には史料上二人の皇后が存在する。一人目は肅明皇后劉氏、もう一人は昭成皇后竇氏である。

時は儀鳳年間（六七六―六七九）、劉氏・竇氏はいずれも當時相王に封ぜられていた睿宗の王府に孺人（正五品）として入宮し、名前が分かっているだけでそれぞれ三人ずつの子女をもうけ、ほとんど同等の待遇を得ている。そんな二人の命運が分かれたのは、六八四年に睿宗が即位した時であった。劉氏は皇后に、竇氏は德妃（内官正一品）に立

【表1】	肅明皇后劉氏（嫡妻）	昭成皇后竇氏（帝母）
入宮	儀鳳中、 <u>相王孺人</u>	儀鳳中、 <u>相王孺人</u>
子女	寧王憲・壽昌公主・代國公主	<u>玄宗</u> ・金仙公主・玉真公主
睿宗即位（684年）	<u>皇后</u>	<u>德妃</u>
睿宗降格	<u>皇嗣妃</u>	？
693年正月癸巳	戸婢團兒の誣告により、則天武后に殺害される。	
睿宗復辟（710年）	追諡肅明皇后	追諡昭成皇后
陵墓	東都城南、惠陵	東都城南、靖陵
先天元（712）年	儀坤廟へ	儀坤廟へ
睿宗崩御	耐葬橋陵、 <u>儀坤廟</u> へ	耐葬橋陵、 <u>太廟</u> へ
開元 21（733）年	耐太廟睿宗室	そのまま太廟睿宗室

てられたのである。つまり、ここで劉氏が嫡妻、竇氏が側室ということが決定づけられた。

當時は則天武后が皇太后として實權を握っており、睿宗はそれに翻弄される名ばかりの皇帝であった。じつさい、武后が周の聖神皇帝として即位すると、睿宗はあつげなく武氏の姓を賜わって皇嗣に格下げされ、劉氏もそれに伴って皇嗣妃となっている。

六九三年正月、劉氏と竇氏は、武太后の寵信あつた韋團兒なる戸婢によつて、「厭呪をおこなつた」との濡れ衣を着せられる。それを受けて、癸巳（2日）、兩妃は嘉豫殿にて武太后に謁見し、退朝の後、亡きものにされた。そして、その亡骸は宮中のいずこかに葬りさられた。自らの愛妻・愛妾を一氣に奪われた睿宗であったが、太后怖さに敢えてそれを言うこともできず、平静を装うほかなかつた。これで勢いづいた團兒は、皇嗣の殺害も企てるが、それが武太后の耳に入ると、たちどころに消されてしまったという。<sup>⑦</sup>

## 第二節 昭成皇后の配祀

武周末期の神龍政變、それにつづく韋後の時代に睿宗の皇子李隆基（後の玄宗）が終止符を打ち、睿宗の復辟が叶ったのは唐隆元（七一〇）年六月甲辰（24日）のことである。即位した睿宗は、丁巳（27日）に復辟に功のあつた李隆基を皇太子に立てた。

話を皇后に戻そう。睿宗は景雲二（七一一）年正月乙丑（19日）には、自らの嫡妻たちに皇后位を追尊している。先に紹介した皇后劉氏を肅明皇后として墓所を惠陵とし、徳妃竇氏を昭成皇后として墓所を靖陵とした。前述の通り、いずれも武后朝に宮中のいずこかに葬りさられ、その亡骸を探し當てることができず、東都の城南に招魂して葬る形式がとられた。<sup>⑧</sup>この時、夫君睿宗は存命であつたため、先天元（七一二）年十月壬寅（6日）、京師親仁里に別廟「儀坤廟」を建立して二人の神主を祀ることとなつた。<sup>⑨</sup>つまり、この時點において、兩皇后の待遇は再び横並びとなつたのである。竇氏の皇后追尊の背景には玄宗の立太子があり、太子監國から即位への流れの中で儀坤廟が作られたのは偶然ではあるまい。

そして、開元四（七二六）年六月癸亥（19日）、太上皇帝たる睿宗が崩御すると、太廟には二つの問題が浮上した。一つは廟室が七つとも埋まつていること、もう一つは睿宗の廟室に肅明・昭成いずれを配祀するかという問題であつた。前者は太常博士の陳貞節・蘇獻らによる奏議によつて、「中宗廟」を太廟の西に設けて、太廟から中宗の神主を遷し、睿宗を太廟に入れることが決められた。<sup>⑩</sup>後者も、陳貞節らの奏議が遺つている。

禮、宗廟父昭子穆、皆有配座、<sup>⑪</sup>每室一帝一后、禮之正儀。自夏殷而來、無易茲典。伏惟<sup>⑫</sup>昭成皇后、有太妣之

德、已配食於睿宗。則肅明皇后、無啓母之尊、自應別立一廟。謹按周禮云『奏夷則、歌小呂、以享先妣』者、姜嫄是也。姜嫄是帝嚳之妃、后稷之母、特爲立廟、名曰閼宮。又禮論云、晉伏系之議云、『晉簡文鄭宣后既不配食、乃築宮於外、歲時就廟享祭而已』。③今、肅明皇后無附配之位、請同姜嫄・宣后、別廟而處、四時享祭如舊儀。

禮として、宗廟にては父は昭、子は穆、①皆な配座有り、室ごと一帝一后なるは、禮の正儀なり。夏殷より而來、茲の典を易ふる無し。伏して惟んみるに、②昭成皇后は、太姒の徳有り、已に睿宗に配食す。則ち肅明皇后は、啓母の尊無ければ、自から應に別に一廟を立つべし。謹んで按ずるに『周禮』に「夷則を奏で、小呂を歌ひ、以て先妣を享る」と云ふ者は、姜嫄是れなり。姜嫄は是れ帝嚳の妃にして、后稷の母なれば、特に爲めに廟を立て、名づけて閼宮と曰ふ。又た禮論に云ふ、晉伏系の議に云ふ、『晉の簡文鄭宣后は既に配食せず、乃ち宮を外に築き、歲時は廟に就きて享祭するのみ』と。③今、肅明皇后は附配の位無し。請ふらくは姜嫄・宣后と同じく、廟を別かちて處き、四時の享祭は舊儀の如くせんことを。(『舊唐書』卷二五、禮儀志)

この奏議のポイントは傍線で示した三箇所にある。

- ① 宗廟の各廟室においては、一帝につき一后をあわせまつるのが禮の正儀である。
- ② 昭成皇后には太姒の徳があるため、睿宗に配祀された。肅明皇后には啓母の尊が無いため、別廟を設けてそこに祭るべきである。

③ 周の姜嫄と晉の簡文宣太后が別廟に祭られた前例に照らして、別廟で四時などの祭祀を行なうべきである。一見すると、理に適っているように見えるこの奏議には、大きな故事の曲解が見られる。姜嫄の閼宮も、晉の宣太后廟も、宗廟に祭ることができない帝母を別廟に祭るところに特徴がある。④しかし、陳貞節の奏議は、本來嫡妻

であった肅明皇后を別廟に留め、玄宗の生母たる昭成皇后を睿宗に配祀するためにこの故事を用いている。ことさらに太姒（周文王の妃で武王の母）や啓母（夏禹の妃で啓の母）など、「母儀（母の模範）」を強調するのも、この二者間における生母竇氏の優位を宣揚して、嫡妻劉氏を別廟に出す理由づけに用いるためのものであった。

かくして、睿宗の室には、玄宗の生母竇氏が配祀されることとなった。玄宗が故事を曲げてまで、生母を祀りたかつた意圖とは何であろうか。そこには玄宗の非嫡長というコンプレックスがあると筆者は考える。

思い返せば睿宗復辟の時、「嫡長」の宋王李成器と「有功」の平王李隆基とで太子位を謙讓しあう、いとも莊重な場面が展開された。宋王は「儲副なる者は、天下の公器なり。時平らかなれば則ち嫡長を先とし、國難なれば則ち有功に歸す。」といい、これを失すれば天下の失望を招くとして辭讓し、平王はこれを泣いて固辭し、兄が嫡長であるによつて儲貳に相應しいことを再三主張した。結局、睿宗は、宋王に懇ろな褒美を與えた上で、平王立太子を決した<sup>⑩</sup>。このやりとりからも、玄宗自らが謙讓も込めて「嫡長」ではないことにコンプレックスを感じていたことがわかる。皇帝としての正統性に關わる「非嫡長」コンプレックスを解消するために、生母への皇后追尊および睿宗室への配祀を推し進め、それを陳貞節らが希旨<sup>そんたく</sup>したと考えれば、一連の動きを理解しやすくなるだろう。ところが、こうしたエゴイズムが天の怒りに触れたのか、唐室の太廟・陵寢にはこのち災難がつづいた。

### 第三節 肅明皇后の併祀

開元四（七二六）年十月庚午（28日）、睿宗が橋陵に埋葬された。十一月丁亥（15日）には、先の廟議にしたがつて、中宗が太廟西の別廟に徙<sup>うつ</sup>された。十二月に入り、玄宗が新豐驪山の溫泉への行幸をしていた矢先、己卯（7日）には中宗の定陵の寢殿に火災が発生する。



さらに、開元五（七二七）年正月癸卯（二日）に太廟の四室が崩壊するという大事件が起こる。これを玄宗はかなりの衝撃をもって受けとめ、素服して正殿を避け、宰臣にこれを諮<sup>はか</sup>つた。宰相の宋璟・蘇頌は、睿宗の服喪中に洛陽や温泉への行幸をおこなった玄宗の非をならし、自制を求めた。姚崇は、太廟の建材は五胡十六國時代の苻堅のころから使われてきたもので、歳月の重みで腐食して壊れたのであるから、何ら怪異はない。今般の行幸は長安周邊の不作による食糧不足によるもので、各方面はその準備をすでに整えている。そして、神主を太極殿に遷し、太廟を修築して、予定通り行幸しようと言進言し、玄宗も大喜びで姚崇の言を納めた。ただ、この苻堅うんぬんのくだりには、右散騎常侍の褚無量も疑義を呈し、「隋の文帝は富もて天下を有したるに、遷都の日、豈に苻氏の舊材を取り以て太廟を立てんや。此れ特に諛臣の言なるのみ。願はくは陛下克<sup>よ</sup>く天戒に謹しみ、忠諫を納<sup>い</sup>れ、諂言を遠ざけんことを」と言上したが、玄宗は耳たぶにもかけなかつた。ともあれ、太廟の修築は開元五（七二七）年十月に完成し、戊寅（12日）に神主が新たな太廟に納められた。これに前後してなお、中宗・睿宗のどちらを太廟に祭るかが議論されていることから、兄弟繼承をめぐる議論が未だ熟さないまま、一連の騒動が起こっていたこともみえてくる。<sup>④</sup>

さて、前述のように、睿宗室には玄宗の生母竇氏が祭られることになった。ところが、開元二十一（七三三）年には、儀坤廟に祭られていた劉氏も睿宗室に配祀されている。<sup>⑤</sup>ただ、この時の奏議などは遺っておらず、直前の開元二十（七三二）年に上呈された『大唐開元禮』にも「肅明皇后廟」の祭祀が規定されていることなどを考えると、この變更は倉卒のうちに言なわれたらしい。<sup>⑥</sup>

## 第二章 唐代後半期における多后配祔の可能性

少しく時代が下り、唐室の皇位繼承に兄弟繼承が見られるのは穆宗以降の三代である。

穆宗が大漸に至った長慶四(八二四)年正月、太子監國が命ぜられたその日に、宦官たちは郭皇太后(憲宗の貴妃・穆宗の母)へ臨朝稱制を請願した。これに太后は「昔、武后稱制し、幾ほごんと社稷を危うくす。我が家は世々忠義を守ること、武氏の比に非ざるなり。太子少おさなきと雖も、但し賢なる宰相を得て之を輔たすけしむれば、卿おんが輩たぐひ、朝政に預あずかること勿なくとも、何ぞ國家の不安を患わん。古より豈に女子の天下の主と爲ること有りて能く唐虞の理を致さんや」と、武后の前例に鑑みて太后の臨朝を否定し、宰臣の輔政を得れば宦官の預政も必要ないとしたのである。この日の夕刻、穆宗は崩御した。皇太后や外戚が預政する時代の終焉を告げる發言として、『通鑑』でもドラマチックに描かれるシーンである。<sup>16)</sup>

唐代では、肅宗張皇后が宦官李輔國との政争に敗れて以降、徳宗の皇后と順宗の太上皇后を例外として、唐末昭宗朝まで皇后が立てられることはなかった。すなわち、生前に皇后の册立を受けた「正號皇后」が不在だったのである。その結果、太廟の配座は、次代皇帝の生母がおさまること、「一帝一后」が保たれてきた。ところが、穆宗崩御後に即位した<sup>16)</sup>敬宗(母::恭僖皇太后王氏)、<sup>17)</sup>文宗(母::貞獻皇太后蕭氏)、<sup>18)</sup>武宗(母::宣懿皇太后韋氏)はいずれも穆宗を父にもつ異母兄弟であった。この情況は、「一帝一后」を揺るがす事態である。

## 第一節 穆宗廟室への配祔

## 武宗による生母韋氏配祔の制書

では、穆宗の配座は三太后のうちの誰が得たのか。結論を先に言えば宣懿皇太后韋氏（武宗の母）であった。生母のつかめない彼女であるが、武宗即位までに亡くなっていたことは判明している。<sup>19</sup>開成五（八四〇）年正月、武宗は即位の直後、生母韋氏を皇太后に追尊し、二月には宣懿と諡した。そして、翌會昌元（八四二）年六月中旬、宣懿皇太后韋氏を太廟の穆宗の室に配祔する以下のような制が出された。<sup>20</sup>

門下。朕近因載誕之日、展承顔之慶。太皇太后謂朕曰、「天子之孝、莫大於不承、人倫之義、莫重於嗣續。穆宗睿聖文惠孝皇帝厭代已久、星霜屢遷。禰宮曠合食之禮、惟帝深濡露之感。宣懿皇太后長慶之際、德冠後宮、夙表沙麓之祥、實茂河洲之範。先朝恩禮之重、中壺莫偕。況誕我嗣君、續承昌運、已協華於先帝、方延祚於後昆。思廣詒謀、庶弘博愛。爰遵舊典、以慰孝思。當以宣懿皇太后祔太廟穆宗睿聖文惠孝皇帝之室。率是彝訓、其敬承之」。朕祇奉慈旨、載深感咽、宣示中外、咸使聞知。主者施行。

**門下**。朕、近ごろ載誕の日に因り、承顔の慶を展ぶ。太皇太后、朕に謂ひて曰く、「天子の孝、不承より大なるは莫く、人倫の義、嗣續より重きは莫し。穆宗睿聖文惠孝皇帝は厭代して已に久しく、星霜屢遷す。禰宮に合食の禮を曠しくし、惟だ帝濡露の感を深くするのみ。宣懿皇太后は長慶の際、徳は後宮に冠たりて、夙に沙麓の祥を表し、實に河洲の範を茂らす。先朝恩禮の重きは、中壺に偕ふもの莫し。況や我が嗣君を誕み、續承して運を昌んにし、已に華を先帝に協し、方に祚を後昆に延べんとするをや。詒謀を廣むるを思ひ、博愛を弘むるを庶ふ。爰に舊典に遵ひ、以て孝思を慰めん。當に宣懿皇太后を以て太廟の穆宗睿聖

文惠孝皇帝の室に耐すべし。是の彝訓に率り、其れ敬んで之を承けよ」と。朕祗つひんで慈旨を奉じ、載よち感咽を深くす。中外に宣示し、咸みなな聞知せしめ、**主者施行せよ**。

李德裕奉勅撰「宣懿皇太后耐廟制」(『會昌一品集』卷三、<sup>20)</sup>『唐會要』卷十六、廟議下)

時の宰相李德裕の『會昌一品集』に見えるこの制書によると、宣懿皇太后は長慶年間において、婦徳は後宮でも冠トッにあり、先朝において恩禮の重さは、中壺(後宮)に比肩しうるものがないほどだという。冒頭では、后妃としての美徳を『左傳』や『詩經』の典故を用いて頌えている。さらに、「ましてや、われらの嗣君(武宗)を生み、皇位繼承をたすけ、すでに華を先帝(穆宗)に協し、祚さいわいを後昆しせんにつなげたお方が穆宗の室にふさわしくないはずがない」と、聖母(皇帝の母)の優位を宣揚している。

ここで氣になるのは、「門下」にはじまり、「主者施行」で終わる制書式で書かれていながら、この耐廟は、「朕祗奉慈旨」とあるように太皇太后(郭氏。穆宗の母)の慈旨を武宗が奉じる形式がとられていることである。

#### 宣懿皇太后耐廟にいたる朝廷の議論

皇帝の「みことのり制」において、言い譯がましく「太皇太后の慈旨」が強調される理由とはいったい何であろうか。その議論の過程もまた、『會昌一品集』に遺されている。

「宣懿皇太后耐廟制」と題された三本の奏状は、武宗の生母章氏に宣懿皇太后が諡された開成五(八四〇)年二月から、前述の耐廟制が出される翌(八四二)年六月までに上奏されたものである。以下、内容を整理しながら議論の経過を追ってみよう。

〔A〕奉宣、「宣懿皇太后祔光陵同玄宮、及不移福陵只祔廟、何者爲便、商量奏來」者。

〔B〕右、臣等伏以、①園寢已安、神道貴靜。光陵因山久固、僅二十年、福陵近又修崇、足彰嚴奉。今若再因合祔、須啓二陵。或慮聖靈不安、未合先旨。②又以陰陽避忌、亦有所疑、不移福陵、實合禮意。伏以照臨在天、光靈未遠。③合食清廟、於禮無違、足以申陛下大孝之心、表先后昭配之德。既遵舊典、尤愜衆情。臣等商量、祔太廟不移福陵、實爲允便。臣等不任感切之至。

〔A〕宣を奉じたるに、「宣懿皇太后は光陵に祔して玄宮を同にしたる及び福陵より移さず只だ廟に祔すのみ、何者か便たる、商量して奏し來たれ」なる者あり。

〔B〕右、臣等伏して以へらく、

① 園寢已に安んじ、神道は靜かなるを貴ぶ。光陵の因山は久しく固めんとするも、僅かに二十年のみ。福陵近く又た修崇すれば、嚴奉を彰かにするに足る。今、若し再び因りて合祔せば、須く二陵を啓くべし。聖靈の安んぜず、未だ先旨に合せざるを慮る或り。

② 又た陰陽を以て避忌するも、亦た疑ふところ有り、福陵より移さざるは、實に禮意に合す。伏して以へらく照臨して天に在り、光靈未だ遠からず。

③ 清廟に合食するは、禮に於て違ふ無く、以て陛下大孝の心を申かにし、先后昭配の徳を表すに足る。既に舊典に遵ひ、尤げ衆情に愜ふ。

臣等商量するに、太廟に祔して福陵を移さざるは、實に允便たり。臣等、感切の至に任へず。

李德裕「宣懿皇太后祔陵廟狀（第一狀）」（『會昌一品集』卷十）

この奏狀は[A]・[B]二つの部分に分けられる。Aは武宗から宰相に下された「宣」で、「宣懿皇太后は光陵（穆宗陵）の女室に合葬するのと、福陵（宣懿皇太后陵）から移さずに太廟に耐すのと、いずれが允便か」との下問内容が引用される。これを受けて、中書門下で議論し、答申として出されたのがこの第一狀であつた。[B]のポイントは以下の三點にまとめることができる。

① 陵園陵寢はすでに安んぜられ、神道は靜謐を貴ぶもの。穆宗光陵の因山（山體名）は久しく固めるべきところ、わずかに二十年ばかりである。福陵を近日中に修崇すれば、嚴奉を彰かにするに足るでしょう。今、合葬しようとする、この二陵を開かなければなりません。それでは、聖靈が安まらず、先帝の旨に合わないのではと憂慮いたします。

② 陰陽を以て避忌するといふのも、また疑がわしい。福陵より移さないことは、まことに禮意に合します。

③ 清廟に合食することは、禮において違ふこと無く、これにより皇帝陛下の大孝の心をあきらかにし、先后昭配の徳を表すに足りません。

この三點から、結果として、宣懿皇太后の陵墓はそのまま、太廟の穆宗の室に配耐することが上奏されたのである。この上奏を受けた武宗は、さらに下問を續ける。

奉宣、「宣懿皇太后耐廟事、令更審商量奏來」。

右、臣等伏以、陛下孝極因心、感深追遠、敬慎禮典、發於至誠。臣等仰奉聖情、旁詢物議、經旬思慮、敢不精詳。並請依前狀、只耐太廟、不奉陵寢、實爲合禮。謹再奏狀以聞。謹奏。

「宣を奉じたるに、「宣懿皇太后耐廟の事、更に審らかに商量せしめて奏し來たれ」と。

右、臣等伏して以へらく、陛下の孝は因心を極め、感は追遠を深くし、敬しく禮典に慎むは、至誠より發するなり。臣等仰ぎて聖情を奉じ、旁く物議に詢り、句を経て思慮したれば、敢て精詳ならざらんや。並びに請ふらくは前狀に因り、只だ太廟に祀すのみにして、陵寢に奉ぜざるは、實に禮に合すと爲す。謹んで再び狀を奏して以聞す。謹しんで奏す。

李德裕「宣懿皇太后耐陵廟狀（第二狀）」（『會昌一品集』卷十）

更に審らかに商量して上奏せよという武宗に、李德裕らは、「臣等は聖情を仰いで、あまねく衆人の議論に詢り、十日を経て思慮しましたので、どうして精詳なる答申を捧げられないことがありましようか」として、「前狀（第一狀）」の通り、太廟に祀して陵寢はそのままにすることが禮に合することを報告し、具體的な方策は再び狀をしたためて上聞に達することを述べている。その具體的方策こそ、以下の「第三狀」である。

宣懿皇太后耐廟事。右、臣等訪求典禮、敢不詳慎。伏以、太廟合食、非臣子所議、苟不由禮、必爲後代所譏。『漢書』云、「古人據正守順、不敢私其君。如此之難也」。臣等若輕爲獻議、不守禮經、非惟上負聖德、固亦自貽物論。所以前者附欽義承慶口奏、假以太皇太后之意、卽於禮至順、人無異詞。制中云、「近因慶誕、太皇太后追感先帝久曠配食之禮、便及先太后母德慈仁、合配先聖」。陛下祗承聖旨、詔臣下行之、於禮無違、可爲後代之法。若捨此商量、便須出於聖意降勅。情禮至重、實難措詞。伏望陛下察臣等愛君之心、納臣等秉禮之志、特允所奏、必合群情。臣等不勝懇切之至。

宣懿皇太后耐廟の事。右、臣等典禮を訪求したれば、敢て詳慎せざらんや。伏して以へらく太廟合食は、臣子の議るところに非ず、苟も禮に由らずんば、必ず後代の譏るところと爲る。『漢書』に云ふ、「古人正に據り順を守り、敢て其の君を私にせず。此

の如きの難なり」と。臣等若し輕かろしく獻議を爲し、禮經を守らずんば、惟だに上の聖德に負ふのみに非ず、固より亦た自ら物論を貽のこすなり。所以に前者に欽義の承慶の口奏に附し、假するに太皇太后の意を以てせば、即ち禮に於て至順にして、人に異詞無なし。制中に云ふ、「近ごろ慶誕に因り、太皇太后追感すらく先帝の久しく配食の禮を曠むなしくするを、便ち先太后の母德慈仁なるに及び、合まに先聖に配すべし」と。陛下みかどに於て聖旨を承け、臣下に詔して之を行はば、禮に於て違ふ無く、後代の法と爲るべし。若し此の商量を捨つれば、便ち須く聖意より出だして勅を降すべし。情禮じやうれい至いただ重く、實に詞を措き難し。伏して望むらくは陛下、臣等が愛君の心を察し、臣等が秉禮の志を納れ、特に奏するところに允より、必ず群情に合さんことを。臣等、懇切の至に勝へず。

中書門下の答申はこうである。まず、「太廟の合食は、臣下が議論すべきことではなく、もし禮に基づかないことをすれば、必ずや後代の人に譏そられることとなりましょう」とした上で、「臣等がもし輕々しく獻議して、禮經を守らないこととなれば、陛下の聖德を負おうばかりか、おのずから物論を貽のこすこととなります」と臣下の議論だけに基づいて皇帝が裁可を加えた結果、萬が一にも禮に悖もつることにもなれば、のちに禍根を遺すこととなる可能性を指摘する。これは、當時の宰臣・禮官が、生前に嫡妻ではなかつた宣懿皇太后の配附が、禮制上まったく問題なしとはしなかつたことをも示している。その對應策として「さきに内樞密使の楊欽義が太皇太后の尊顔を拜する際「承慶（承顔之慶）」の口奏に附して、宣懿太后の祔廟のことを申し上げ、太皇太后の慈旨の名を假りて、これを陛下が承る形式をとれば、禮においては至順であり、人に異論はありませんまい」といふ、太皇太后の權威、いわば「鶴の一聲」を拜借する方策を示し、「もしこの提案を棄却された場合、陛下より勅を降さねばなりません」が、情と禮の重さはこの上なく、まことに衆意を納得させうる文詞を措定するのは難儀であります」と付け足している。

つまり、先に見た奉勅撰「宣懿皇太后祔廟制」の方式は李德裕らの獻策に基づくものであつた。それは、生母を



配祔せんとする武宗のエゴを押し通し、衆情を納得させうる當時として考え得る唯一の方策だったのである。

ここまでをまとめておくと、生母韋氏が穆宗の配座を得たのは、子の武宗が即位した直後であつた。武宗朝の宰臣は、皇太后に追尊された韋氏を、穆宗の陵墓に改葬することはせず、太廟の廟室に配祔することを提案した。改葬を避けた理由はいくつか考えられ、奏状のように二つの陵を開けることを忌んだこともあるだろうが、筆者としては、この時点で皇統が武宗系に定まる保證がなかつたことも指摘しておきたい。

唐代では憲宗朝より儲貳の空位が目立ちはじめ、武宗自身がそうであつたように、宦官が皇位繼承に大きな影響力をもち、皇太子がそのまま即位できるとも限らなかつた。事實、文宗は敬宗の子を立太子しており、この時点では、⑯敬宗⑰文宗⑱武宗いずれの血筋が今後の大唐の大統となるのか、明確に見通すことは不可能であつた。

その中で、韋氏配祔が叶つた最大の要因は、敬宗の生母恭僖皇太后王氏と文宗の生母貞獻皇太后蕭氏が存命であつたことにある。當然ながら、他の對象者たるべき二太后が存命のこの時点で、睿宗朝の二后配祔は前例として参照されるべくもなかつた。

#### 余從周墓誌にみえる恭僖派の存在

宣懿皇太后のその後に關しては、兩『唐書』の禮儀志も詳細を傳えないが、武宗を繼いだ宣宗朝のある墓誌銘からその一斑を探ることができる。「唐故朝議郎行尚書刑部員外郎會稽余公夫人河南方氏合祔墓誌銘」（以下簡稱「余從周墓誌」）がそれである。<sup>②</sup>誌主の余從周は、字を廣魯といい、その先祖は會稽の人である。余氏の由來は古く、秦の昭襄王が越王勾踐の子孫を顧余侯に封じた後、その季子が余氏を名乗つたという。その後裔は南朝をへて、唐に入つ

て多少衰微したとはいえ、曾祖父の余琰は大理評事、祖父の余庭は饒州司戸參軍、父の余憑は蘇州吳縣尉となるなど、「宦學不絶」の家であった。母は杭州餘杭縣の縣丞洪如筠の女で、誌主余從周はその長子であった。<sup>④</sup>

彼は大中五（八五二）年八月癸卯（4日）に四十六歳で卒去しており、文林郎守尚書都官員外郎の權寔が撰したこの墓誌の敘は、余從周の葬送に訪れたかつての同僚たちが彼とのエピソードトークを順に語ってゆくという獨特の形式を持つ。その中に、以下のような部分がある。

同爲博士者曰、「君爲直學士時、已拜博士。屬上有事于南郊、又屬恭僖太后將耐廟、又屬懿安太后崩。君詳定禮儀、無不協當。初、宣懿太后已耐穆宗廟室、既而議者欲以恭僖代之。君以爲自古無已入復出之文。遂敗衆議」。

同上博士たりし者曰く、「君は直學士たりし時、已に博士を拜す。屬で上は南郊に事有り、又た屬で恭僖太后將に耐廟せんとし、又た屬で懿安太后崩す。君は禮儀を詳定し、當に協はざる無し。初め、宣懿太后已に穆宗の廟室に耐し、既にして議者、恭僖を以て之に代へんと欲す。君以爲へらく、古より已に入りて復び出だすの文無しと。遂に衆議を敗る」と。

余從周が太常博士を拜したころ、武宗による南郊祭祀（會昌五（八四五）年正月）や、敬宗の生母恭僖皇太后の崩御に伴う耐廟（同五月）、さらには穆宗の生母懿安皇太后の崩御（大中二（八四八）年五月）などで、禮官は大忙しであった。その中で余從周が詳定した禮儀は「無不協當」と稱されたという。この史料からは、恭僖皇太后（敬宗生母）が崩御するや、穆宗廟室に宣懿皇太后（武宗生母）が配耐されているにも関わらず、その配座を恭僖に代えようとする者が居たことが見える。それに對し太常博士余從周は「いにしえより、ひとたび廟に入れたものを復び出すなどという前例は無い」として衆議を論破したというのである。つまり、一度太廟に祭られたものは、後世の都合で廟から出

されたことはないというのである。この認識があったとすれば、開元二十一（七三三）年に肅明皇后併祔が行なわれた際、昭成を別廟に出す議論が出なかったことも頷ける。

また、宣懿（武宗生母）から恭僖（敬宗生母）への配座變更の議論が、病甚だしい晩年の武宗の前で行なわれたとは考えにくく、これは宣宗即位後に、武宗嫌いの宣宗に希旨した連中が起こしたものであらうと考えられる。武宗崩御とほぼ同時に起こったこうした動きからは、やはり宣懿皇太后の配附に反対する勢力の存在と、そうした勢力を抑えていたのは武宗本人の力のみであったことを窺い知ることができよう。

## 第二節 憲宗廟室への配附

### 宣宗のエゴイズム

武宗は最期まで太子を立てることなく、會昌五（八四五）年の暮れから病に伏した。翌（八四六）年正月乙卯（13日）からは延英殿での御前會議も開かれなくなり、宰臣の謁見の要請も許可されなくなった。三月に入ると症状はいよいよ悪化し、唐室の土徳にあやかろうと諱を「灑」から「炎」に改めている<sup>⑤</sup>。その甲斐もなく、辛酉（20日）には、「皇子冲幼なれば、須く賢徳を選ぶべし。光王怡をば立てて皇太叔と爲し、名を忱に更め、應る軍國の政事は權に<sup>かり</sup>句當せしむべし」という趣旨の詔を發し、光王李怡を「皇太叔」として後繼指名し、所謂「權句當軍國政事」が翌日から開始されたらしい<sup>⑥</sup>。武宗はその後、甲子（23日）に三十三年の生涯を閉じた。

三月丁卯（26日）に即位した宣宗は、四月辛未（1日）より聽政を開始した。彼はまず、武宗朝のワンマン宰相李徳裕を荊南節度使に飛ばし、工部尚書の薛元賞・京兆少尹の薛元龜兄弟などの李徳裕派を一掃した。さらに武宗に侍っていた道士を排除した上で、五月乙巳（5日）に大赦して、會昌の廢佛でやりこめられた佛教勢力にも懐柔策を

示すなど、武宗朝の政策を全面的に否定する政策を打ち出した。これと同時に、生母の鄭氏を皇太后に尊んでゐる。穆宗（母…懿安皇后郭氏）と宣宗（母…孝明皇后鄭氏）とは憲宗を父とする異母兄弟にあたり、宣宗即位の時点で郭氏は太皇太后、鄭氏は皇太后としていずれも存命であつた。しかし、この宣宗朝に郭太皇太后が崩御したことが、太廟に大きな問題を引き起こすこととなつた。郭氏の最期は宋敏求『五朝實錄』に、

五月戊寅、以太皇太后寢疾、權不聽政、宰臣帥百寮問太后起居。己卯、復問起居、下遺令。是日、太后崩。初、上纂位、以憲宗遇弒、頗疑后在黨中、至是、暴得疾崩、帝之志也。

五月戊寅（20日）、太皇太后疾に寢やまいしたるを以て、權に聽政せず。宰臣は百寮を帥かめて太后の起居を問ふ。己卯（21日）、復た起居を問ふに、遺令を下す。是の日、太后崩す。初め、上、位を纂つぎぎ、憲宗の弒に遇ふを以て、頗る后の黨中に在るを疑ふ。是に至り、暴かに疾を得て崩ずるは、帝の志なり。

（『資治通鑑考異』卷二四八引『實錄』）

とあり、宣宗は郭氏を所謂「元和の逆黨」と見なしており、にわかに郭氏が亡くなつたのは宣宗の意志であるとされている。さらに、『東觀奏記』では、

憲宗皇帝晏駕之夕、上雖幼、頗記其事、追恨光陵商臣之酷。即位後、誅除惡黨無漏網者。時郭太后無恙、以上英察孝果、且懷慚懼。時居興慶宮、一日、與二侍兒同升勤政樓、依衡而望、便欲殞於樓下、欲成上過。左右急持之、即聞於上、上大怒。其夕、太后暴崩、上志也。

憲宗皇帝晏駕の夕、上、幼きと雖も、頗る其の事を記おぼへ、追つて光陵商臣の酷を恨む。即位の後、惡黨を誅除すること網に漏る

る者無し。時に郭太后恙無く、上の英察孝果を以て、且く慚懼を懷く。時に興慶宮に居り、一日、二侍兒と共に勤政樓に升り、衡に依りて望み、便ち樓下に殯おほちんと欲し、上過を成さんと欲す。左右急やかに之を持し、即ち上に聞するに、上大いに怒る。其の夕、太后暴かに崩するは、上が志なり。

（『東觀奏記』卷上）

という。憲宗の死に郭氏が關与したのか、郭氏の死に宣宗が手を下したのかは措くとして、宣宗の個人的感情として、郭氏を憲宗に配祔したくないのは明らかである。そのあたりを受けたのが郭氏を憲宗の室に配祔すべきことを上奏した禮官の王皞であった。宣宗と宰相の白敏中はその上奏に激怒して、王皞を詰責したが、王皞は毅然として以下のように、上疏した。

① 郭太后は憲宗春宮時元妃、汾陽王孫、迨事順宗爲新婦。② 憲宗厭代之夜、事出闇昧、③ 母天下歴五朝、不可以暗昧之事黜合配之禮。

① 郭太后は是れ憲宗の春宮時の元妃にして、汾陽王の孫、順宗に事ふるに迨びて新婦と爲す。② 憲宗厭代之夜、事は闇昧に出づ。③ 天下に母たること五朝を歴たるに、暗昧の事を以て合配の禮を黜しりぞくべからず。

（『東觀奏記』卷上）

① 郭太后は憲宗が皇太子のみぎりに娶よめとられた元妃であり、汾陽王郭子儀の孫でもある。

② 憲宗が亡くなった夜のことは、闇昧よくわからぬうちに起こったことである。

③ 五朝にわたり天下に母儀を示した方を、そんな理由で合配の禮を黜しりぞけてはならない。

この三點から声を荒らげて猛然と抗議したのである。王皞はこの件が祟つて、翌日、潤州の句容縣令に貶されてし

まった。<sup>②7</sup>

王暉が指摘するように、郭氏（穆宗生母）と鄭氏（宣宗生母）には決定的な身分の差がある。方や玄・肅・代・徳、歴朝の功臣郭子儀の孫にして、母は代宗の第四女という毛並みたぐい稀な郭氏と、方や浙西の李錡の妾であつた者が、籍没により掖庭に入れられて、郭氏の侍兒となつた鄭氏である。出自に限らず、郭氏は廣陵王時代の憲宗に「妃（正室）」として納れられ、憲宗即位後は、元和元（八〇六）年に貴妃（内官正一品）に立てられている。さらに元和八（八一三）年には、皇后冊立の機運が高まり、百官より再三立后を上表されるにいたる。この立后は憲宗により却下されたが、その理由も「歳暮」であるためとか、來年は「子午之忌」があるなどというものであつた。<sup>②8</sup>その實、憲宗は後宮に多くの愛妾がおり、郭氏が皇后位についた後、嬖幸を容認しないことを憂慮して、冊拜のタイミングを遅らせたにすぎない。その後も郭氏は、穆宗朝には、皇太后として、敬宗・文宗・武宗朝には太皇太后として尊ばれた。<sup>②9</sup>彼女が「天下に母たること五朝を歴たり」と稱される所以である。<sup>③0</sup>これほどの明白な差異がありながら、郭氏の配附が實現しなかつた理由は宣宗のエゴとしか言いようがない。

#### 懿宗朝の郭太后配附と鄭太后の處遇

宣宗については、『通鑑』のように「小太宗」と稱讚するものと、『新唐書』のように「察を以て明と爲」した苛細の君主であるとする相反する二つの評價が存在する。聽政制度の改革によつて黨争と宦官の兩者を抑えた獨裁的君主としての彼の姿勢が、北宋以降の君主獨裁制への萌芽となつたことは先行研究の指摘する通りであろう。<sup>③1</sup>

前節に見た宣宗のエゴによる懿安皇太后非配附の被害者王暉は、宣宗の崩御の直後に中央に呼び戻されている。山陵禮儀使の大任を仰せつかつた宰相令狐綯が王暉を判官として必要としたのである。<sup>③2</sup>王暉は懿宗朝において禮院

檢討官に復職し、再び郭氏を憲宗に配祔すべきことを上奏、咸通六（八六五）年正月それを實現している。憲宗の崩御からじつに四十五年、ようやく憲宗は禮制上の妻を得たのである。

この年の暮れ、宣宗の生母鄭氏が崩御し、翌年五月には景陵の側に葬られ、神主は別廟に祔された。これを胡三省は、「懿安郭后は、憲宗の元妃なれば、太廟に配食す。鄭后、側室なれば、別廟に祔すは、禮なり」と評している。すでに憲宗室の配座が確定したのちのことであり、エゴを通そうとする宣宗も亡きこの時、これをめぐる奏議は起こらなかつたらしい。なお、會昌五（八四五）年正月庚申（12日）に、敬宗生母で、居宮の名を冠して「義安太后」と呼ばれていた恭僖皇太后王氏が崩御した時も、宣宗朝の大中元（八四七）年四月己酉（15日）に「積慶太后」と文宗生母の貞獻皇太后蕭氏が崩御した際にも、穆宗廟室の配座をめぐる議論は見當たらない。逆説的にはあるが、これもまた、先帝に誰を配祔するかについて、今上の意向が極めて強く影響していたことを示しよう。

#### 太廟升祔で意識される正號皇后

憲宗廟室への配祔において、宣宗が正論を述べる禮官を飛ばしてまで郭氏の配祔を拒んだという流れは、翻せば皇后に準ずる存在としての郭氏の優越が確固としてあったことを物語っている。

時代を溯つて、このことを見れば、睿宗復辟の直後におこなわれた中宗廟室への祔廟もそうである。睿宗は唐隆元（七一〇）年六月壬午（2日）に不審死を遂げた中宗を、十一月己酉（2日）に定陵へ葬った。この時、祔葬および配祔の對象者は當然皇后となるはずであったが、大逆の皇后を祔葬することを問題視した朝廷は、中宗が英王時代に王妃として迎えた一人目の嫡妻趙氏を祔葬することにした。しかし、趙氏の墓所もまた、その在處が知れなかつた。そこで、太常博士彭景直の上言により、『漢書』郊祀志に載る黃帝の衣冠を橋山に葬った故事<sup>38</sup>を援用して、皇后

の袴衣を形代として陵所の寢宮に招魂し、衣を魂輿に置き、太牢を用いて告祭したのち、寢宮に遷して、中宗の御榻の右に列<sup>ま</sup>べて、夷衾でそれを覆って耐葬したのであった<sup>⑧</sup>。大逆で殺され庶人とされたにもかかわらず皇后が配附の候補として最初に言及されていることから、配附の候補としてまず正號皇后が想定されていたことが窺える。

いま一度、睿宗の二后の履歴を確認しても(29頁【表1】参照)、二人の生前の相違点は、睿宗即位時に、劉氏は皇后に冊立され、竇氏(玄宗生母)は徳妃となったという点のみである。そこから考えれば、明らかに劉氏が嫡妻、竇氏が妾ということになる。つまり、玄宗は妾であった生母を、嫡妻を差し置いて太廟に配附せんと横車を押したのである。開元四年の昭成皇后配附時における陳貞節の「每室一帝一后」の奏議は、肅明皇后配附を阻止するための方便として理解できる。それから十六年が経過し、開元二十一年に肅明皇后の併附が持ち上がったのは、「二后配附」よりも正號皇后にして嫡妻でもある肅明皇后を太廟に配附していないことの方を問題視した結果であったと考えられよう。開元二十一年の太廟論議の史料がほとんどない理由も、玄宗の恣意的な判断を批判する形となつたであろうその上奏や論議の過程を、玄宗自身が採み消したことさえ、考え得るのではないだろうか。

ここまで見てきたように、唐代後半期には、既に配附された后妃がいる状態で今上が自身の生母を追加して配附しようとする情況が発生しなかつた。すなわち、それぞれの廟議のタイミングにおいて、祀るべき死者が二人以上ある状態になつたのである。そのため、多后配附は議論の俎上にすらあがらなかつた。その結果として、「一帝一后」が守られたのである。

穆宗室・憲宗室いずれの議論においても共通することは、

- ① 先帝の室に誰を配附するかには、皇帝の意向が強く反映されたこと。



② しかし、皇帝の一存ですべてを確定できたわけではなく、家臣間に異論を遺したり、太皇太后の權威を拜借せざるを得ない情況もあったこと。

③ さらに、余從周墓誌に見たように、一度配座が確定すると、それを變更することは祖宗の匹配を子孫や臣下が行なうこととなり、禮にもとるとされたこと。

④ 正號皇后、あるいはそれと同等の待遇を受けた者は、必ず配食されるべきとの認識があったことである。このような認識があったればこそ、開元二十一年に昭成皇后に加えて肅明皇后も睿宗に併祔されることになったわけだが、それ以降は偶然にも多后配祔を生み出す情況が生じなかった。唐代後半期に「一帝一后」が保持されたのはそのような偶然の結果に過ぎなかったのである。

では、唐代後半期において、祔廟における「一帝一后」はどのように認識されていたのであろうか。

### 第三章 唐代後半期における「一帝一后」の認識

北宋における多后配祔について、南宋の朱熹は次のように批判している。

三后並配、自本朝眞廟始。其初、議者皆以歸咎於錢惟演、後既習見爲常、亦無復有議之者矣。古人雖以子貴、然庶母無係於先君之禮。如左傳書「僖公成風」、晉書「簡文太后」、皆以係於其子、而別制廟以祀之。

三后並びに配すは、本朝眞廟より始む。其の初め、議する者は皆な以て咎とがを錢惟演に歸するも、後既に習見して常と爲し、亦た復び之を議する者有ること無し。古人は子を以て貴しと雖も、然れども庶母は先君の禮に係る無し。左傳に書す「僖公成風」、晉

書の「簡文太后」の如く、皆な以て其の子に係りて、別に廟を制り以て之を祀る。

（『朱子語類』卷二二八、本朝・法制）

朱熹の述べるように、北宋における多后配祔は眞宗景德元（一〇〇四）年に薨去した明德李皇后の太廟升祔に始まる。<sup>40</sup>この時の議論は『宋會要輯稿』禮十五之二七〜二八に遺されているが、これには、唐の元和七（八二二）年十一月に、徳宗朝の宰相として名高い鄭餘慶が家廟を建てるに際して、太常博士の韋公肅が提出した意見がそっくり引用されていた。そこで本章では、宋代に多后配祔の根拠となった韋公肅の議論を見ながら、唐代後半期における「一帝一后」の認識を探ってゆきたい。

### 第一節 韋公肅の奏議にみえる「前娶後繼」と「一帝一后」のはざま

「一帝一后」の原則は、より一般化すれば一夫一婦ということとなり、各家の家廟においてもその原則は守られた。唐代の家廟に關する史料を確認すると、ここでも二后ならぬ二夫人問題が起きていたことがわかる。

『唐會要』卷十九、百官家廟條によれば、元和七（八二二）年十一月、鄭餘慶が私廟を建立するに際し、四代の先祖の神主を祭ろうとした。しかし、先祖の廟に二人の夫人があり、配祔しても良いものか不安を懷き、太常禮院に詳議を奏請した。これに太常博士の韋公肅は以下のように答えた。

古者、一娶九女、所以于廟無二嫡。自秦漢以下、不行此禮、遂有再娶之說。前娶後繼、並是正嫡、則偕祔之義、于禮無嫌。

古者、一娶九女、廟に于いて二嫡無き所以なり。秦漢より以下、此の禮を行はず、遂に再娶の說有り。前に娶り後に繼ぎ、並び

に是れ正嫡なれば、則ちもも借に耐すの義、禮に于いてお嫌ふ無し。

むかしは「一娶九女」の禮があり、ゆえに廟にも嫡妻が二人いるようなことはなかつた。<sup>④</sup> 秦漢以來これは行なわれず、正室も繼室も嫡妻とする「再娶の説」がある。それゆえ共に耐すことは、禮制上問題ない、とした上で、その前例を列擧する。

謹按、晉驃騎大將軍溫嶠、相繼有三妻、疑並爲夫人。以問太學博士陳舒、議以妻雖先歿、榮辱並隨夫也。禮祀于祖姑、祖姑有三人、則各耐舅之所生。如其禮意、三人皆夫人也。秦漢以來、諸侯不復一娶九女、既生娶以正禮、歿不可貶。自後諸儒、咸用舒議。且嫡繼于古則有殊制、于今則無異等。今王公再娶、無非禮聘、所以耐配之議、不得不同。至于卿士之家寢、祭亦二妻、位同几席、豈廟享之禮、而有異乎。是知古者廟無不嫡、防姪娣之爭競、今無所施矣。古之繼室、皆膝妾也、今之繼室、並嫡妻也、不宜援古一娶九女之制也、而使子孫祭享不及。

謹んで按ずるに、晉の驃騎大將軍溫嶠、相繼いで三妻有り、疑ふらくは並びに夫人と爲す。以て太學博士陳舒に問ふに、議して以へらく妻は先に歿すと雖も、榮辱並びに夫に隨ふなり。禮として祖姑を耐し、祖姑に三人有れば、則ち各々舅の所生を耐す。其れ禮意の如くんば、三人皆な夫人なり。秦漢以來、諸侯復た一娶九女せず、既に生きて娶るに正禮を以てし、歿して貶すべからず。自後の諸儒、咸な舒の議を用ふ。且つ嫡繼は古に于いては則ち制を殊にする有り、今に於いては則ち異等無し。今、王公再娶し、禮聘に非ざることを無く、耐配の議、同じからざるを得ざる所以なり。卿士の家寢に至りては、祭すら亦た二妻、位は几席を同にするに、豈に廟享の禮、而も異有らんや。是れ古を知る者は廟に嫡ならざる無く、姪娣の爭競を防ぐも、今、施すとこ

る無し。古の繼室、皆な膝妾なり、今の繼室、並びに嫡妻なり、宜しく古の一娶九女の制を援して、子孫をして祭享すること及ばざらしむべからず。

ここに引かれるのは、晉の溫疇の三人の妻の處遇をめぐる陳舒の奏議である。陳舒の説に據れば、妻は夫に先立つても榮辱は夫に隨うものであり、嫡室・繼室については、「今に於いては則ち異等無し」として、その兩者に差を設けることを否定したのである。すなわち、古の繼室は「膝妾」であるが、今の繼室は「嫡妻」であるから、古の「一娶九女の制」を今の繼室に援用して子孫が祭祀をしないようなことがあつてはならないというのがこの趣旨である。つづいて、問答形式での個別事例の検討に入る。

或曰、「春秋聲子不入魯侯之廟、如之何」。謹按魯惠公元妃垂壬卒、繼室以聲子、聲子之姪娣、非正也、自不合入魯公之廟、明矣。又武公生仲子、則仲子歸于魯、生桓公而惠公薨、立宮而奉之、追成父志、別爲宮也。尋求禮意、則當然矣。

或ひと曰く、『春秋』に聲子、魯侯の廟に入れず、之を如何せん」と。謹んで按ずるに魯惠公の元妃は壬みちのに垂なんなんとして卒し、室を繼ぐに聲子を以てし、聲子の姪娣、正に非ざるなり、自から合まに魯公の廟に入るべからざること、明らかなり。又武公は仲子を生み、則ち仲子は魯に歸し、桓公を生みて惠公薨す。宮を立てて之を奉じ、父志を追成し、別に宮を爲すなり。禮意を尋求すれば、則ち當然なり。

魯の聲子（隱公の生母）が魯の惠公の廟に入らなかつた例については、『左傳』の傳文に照らして聲子が惠公の正妻

でないことを示し、惠公に祀されなかったことは當然であるとしている。また、仲子（桓公の生母）についても別廟を營んでいることを挙げて、惠公へ配祀されなかったことを禮意に照らして當然としている。

「未見前例如之何」。謹按、魯（晉）南昌府君廟有荀氏、薛氏、景帝有夏侯氏・羊氏。聖朝睿宗廟有昭成皇后竇氏、肅明皇后劉氏、故太師顏魯公祖廟有夫人殷氏、繼夫人柳氏。其流甚多、不可悉數。略稽禮文、參諸故事、二夫人並祀、于禮爲宜。

「未だ前例を見ざることを如何せん」。謹んで按ずるに晉の南昌府君廟に荀氏・薛氏有り、景帝に夏侯氏・羊氏有り。聖朝の睿宗廟に昭成皇后竇氏・肅明皇后劉氏有り、故太師顏魯公祖廟に夫人殷氏・繼夫人柳氏有り。其の流甚だ多く、悉くは數ふべからず。略ぼ禮文に稽へ、諸を故事に參するに、二夫人並びに祀すは、禮に于いて宜しきと爲す。と。

冒頭の「未見前例如之何」の部分は恐らく前出の「或ひと曰く」の二つ目の問いかけであろう。二夫人を宗廟に祭つた前例がないことをどうすべきかというのである。これについても韋公肅は四つの前例を示している。

- ① 晉の南昌府君廟の荀氏・薛氏<sup>④</sup>
- ② 景帝の景懷皇后夏侯氏・景獻皇后羊氏<sup>⑤</sup>
- ③ 睿宗の昭成皇后竇氏・肅明皇后劉氏
- ④ 顏魯公の祖廟の夫人殷氏・繼夫人柳氏<sup>⑥</sup>

こうした故事に照らしても、二夫人配祀は何ら問題ないものとして理解されている。

嚴密にいえば、二夫人配祀は正室と繼室間に差を設けないという話であつて、ここに嫡妻と生母にあたる睿宗の

二后配祀を擧げるのは筋違いなのだが、これを主導した韋公肅は『開元禮』以降の禮文をまとめた『禮閣新禮』編纂に關わる人物であり、彼が當時の禮官のイニシアチブを取っていた可能性は高い<sup>④</sup>。

このように、唐代後半期において「每室一帝一后」あるいは「一夫一婦」という認識はあるものの、それは絶対的なものではなかった。むしろ前娶後繼についてはともに配祀することが「禮なり」と是認されていたことが見えってくる。

## 第二節 大順元年の三后配饗論議にみえる「一帝一后」認識のゆらぎ

太廟では四季の孟月と十二月臘日に行われる「四時<sup>しじ</sup>」、三年に一度の「禘<sup>てい</sup>」、五年に一度の「禘<sup>てい</sup>」の祭祀がおこなわれる。このうち、小祭である「四時」は宗廟の各室で個別におこなわれるが、「禘<sup>てい</sup>」・「禘<sup>てい</sup>」などの股祭は、太祖以下の歴代神主を太廟の廟庭に集めて盛大におこなわれた<sup>⑤</sup>。

唐末昭宗朝の大順元(八九〇)年は禘祭の年にあたり、そこで有司から三太后の神主を太廟で耐饗しようとの奏請があつた。ここにいう三太后とは、孝明太皇太后鄭氏(宣宗生母)・恭僖皇太后王氏(敬宗生母)・貞獻皇太后蕭氏(文宗生母)という、「故有りて當に太廟に入るべからざる」ものたちであつた。彼女らは當時の禮官が建議して別廟に置かれることとなつたもので、年間の小祭や禘・禘も別廟で祭祀を行なっており、神主を太廟に入れるなどということはなかつた。しかし、黄巢の亂を経て舊章が散失したこの時期、太常禮院は『曲臺禮』に依據して、三太后の神主も太廟で耐享しようとしたのである。これを非とした太常博士殷盈孫の獻議が『舊唐書』禮儀志に遺されている<sup>⑥</sup>。

曲臺禮云、「別廟皇后、禘祫於太廟、祔於祖姑之下」。此乃皇后先崩、已造神主、夫在帝位、如昭成・肅明・元獻・昭德之比。昭成・肅明之崩也、睿宗在位。元獻之崩也、玄宗在位。昭德之崩也、肅宗在位。四后於太廟未嘗遷祔、帝方在位、故皇后暫立別廟耳。本是太廟合食之祖、故禘祫乃升、太廟未有位、故祔祖姑之下。今恭僖・貞獻二太后、皆穆宗之后。恭僖、會昌四年造神主、合祔穆宗廟室。時穆宗廟已祔武宗母宣懿皇后神主、故爲恭僖別立廟、其神主直題云皇太后、明其終安別廟、不入太廟故也。貞獻太后、大中元年作神主、立別廟、其神主亦題爲太后、並與恭僖義同。孝明、咸通五年作神主、合祔憲宗廟室。憲宗廟已祔穆宗之母懿安皇后、故孝明亦別立廟、是懿宗祖母、故題其主爲太皇太后。與恭僖・貞獻亦同、帝在位、后先作神主之例。今以別廟太后神主、禘祭升享太廟、一不可也。

曲臺禮に云ふ、「別廟の皇后は、太廟に禘祫し、祖姑の下に祔す」と。此れ乃ち皇后先んじて崩じ、已に神主を造り、夫の帝位に在る、昭成・肅明・元獻・昭德の比なぞの如きなり。昭成・肅明の崩ずるや、睿宗位に在り。元獻の崩ずるや、玄宗位に在り。昭德の崩ずるや、肅宗位に在り。四后は太廟に於いて未だ本室有らず、故に別廟を創り、當に太廟合食の主たるべし、故に禘祫せば乃ち奉じて以て入饗す。其れ神主は但だ題して「某謚皇后」と云ふ、其の後に太廟に本室有ること明らかかなれば、即ち當に遷祔すべきも、帝方に位に在らんとするが、故に皇后暫く別廟を立つのみ。本より是れ太廟合食の祖なるが故に禘祫せば乃ち升し、太廟に未だ位有らざるが故に祖姑の下に祔すなり。今、恭僖・貞獻二太后、皆な穆宗の後。恭僖は、會昌四（八四四）年に神主を造り、穆宗廟室に合祔せんとす。時に穆宗廟已に武宗の母宣懿皇后の神主を祔す、故に恭僖の爲めに別に廟を立て、其の神主は直だ題して皇太后と云ひ、明其の終に別廟に安んじ、太廟に入らざること明らかなるが故なり。貞獻太后は、大中元（八四七）年に神主を作り、別廟を立て、其の神主も亦た題して太后と爲す、並びに恭僖の義と同じうす。孝明は、咸通五（八六四）年に

神主を作り、憲宗の廟室に合祔せんとす。憲宗廟已に穆宗の母懿安皇后を祔す、故に孝明も亦た別に廟を立つ、是れ懿宗の祖母なれば、故に其の主に題して太皇太后と爲す。恭僖・貞獻と亦た同じく、帝の位に在りて、后先に神主を作るの例なり。今、別廟の太后の神主を以て、禘祭するに太廟に升享するは、一の不可なり。

一つ目の批判點は、『曲臺禮』の「別廟皇后、禘祫於太廟、祔於祖姑之下」という記載の解釋についてである。これを率爾に讀めば、別廟の皇后は太廟にて禘や祫を行なうかに見える。そのため太常禮院は三太后神主の太廟祔享の根據としてこれを持ち出してきたわけである。しかし、ここにいう「別廟の皇后」とは、皇帝存命中に薨去した后妃のことで、太廟に夫君の廟室がまだないために仕方なく別廟に祭られているものの、後に太廟に配座を得ることが想定されているため、「皇后」と題された神主を作られている者たちである。一方、三太后は、別廟に安置されていることは共通しているが、將來太廟に入ることは想定されておらず、それ故「皇太后」と題された神主を造らされている。つまり、『曲臺禮』の「別廟皇后」とは情況が異なる。それ故、これを適用することは誤りであるというのが殷盈孫の批判の要點である。

曲臺禮別廟皇后禘祫於太廟儀注云、「内常侍奉別廟皇后神主、入置於廟庭赤黃褥位。奏云『某諡皇后禘祫祔享太廟』、然後以神主升」。今即須奏云「某諡太皇太后」。且太廟中皇后神主二十一室、今忽以太皇太后入列於昭穆、二不可也。

『曲臺禮』別廟皇后太廟に禘祫すの儀注に云ふ、「内常侍は別廟皇后の神主を奉じて、入りて廟庭の赤黃褥位に置く。奏して云く『某諡皇后禘祫祔享太廟』と、然る後、神主を以て升す」と。今、即ち須く奏して「某諡太皇太后」と云ふべし。且つ太廟中の



皇后の神主は二十一室。今、忽として太皇太后を以て昭穆に列入するは、二の不可なり。

二つ目は、『曲臺禮』の儀注にみえる別廟から皇后の神主を捧げもつてくる際、宦官が甲高い聲で、「○○皇后、禘するに耐して太廟に享らん」と奏言するシーンの規定についてである。これを三太后に適用する場合、「○○太皇太后」と奏さねばならない。つまり、神主に題された諡とは異なる呼稱を用いることを問題視しているのである。かつまた太廟中にはすでに二十一體もの皇后の神主があり、にわかには太皇太后を昭穆の序列に組み込むことはできないことを批判している。

若但云「某諡皇后」、即與所題都異、神何依憑。此三不可也。

若し但だ「某諡皇后」とのみ云はば、即ち題するところと都て異なり、神何ぞ依憑せん。此れ三の不可なり。

さりながら儀注通りに「某諡皇后」と呼ばわつた場合、それは神主に題されたものと異なるため、その神がどうして憑依できようか。これを三つ目の問題としている。

ここでの議論は「皇后」の神主と「太后」の神主とを明確に分け、皇帝と皇后の神主が列べられる太廟の禘祭において、別廟にあつた皇太后の神主を秩序づけることの難儀を説くのである。太常博士殷盈孫の指摘は至極眞つ當であるものの、時の宰臣の出した結論はこうであつた。

宰相孔緯曰、「博士之言是也。昨禮院所奏儀注、今已勅下、大祭日迫、不可遽改、且依行之」。於是遂以三太后

耐裕太廟。達禮者譏其大謬、至今未正。

宰相の孔緯曰く、「博士の言、是なり。昨に禮院の奏するところの儀注、今已に勅下り、大祭の日迫りたれば、遽かに改むべからず、且く依りて之を行なはん」と。是に於いて遂に三太后を以て太廟に耐裕す。禮に達する者は其の大謬を譏るも、今に至りて未だ正されず。

つまり、謬りであることを認識しながら、「大祭の期日が迫っており、にわかに改訂することはできない」という理由で禮院の案がそのまま實行されたのである。これは、本来の禮に悖る三太后神主の太廟耐裕を、期日切迫などという理由で敢行できてしまったことを意味しており、その程度の理由が、當時の「一帝一后」認識に優先されるほどに、「一帝一后」認識の絶対性が揺らいでいたことの證左でもある。

このように、「每室一帝一后」の原則や認識は、唐代末期において必ずしも絶対的なものではなく、その背景には黄巢の亂などによる舊章の散佚も少なからず影響していたらしい。

### おわりに 北宋の多后配耐の展開

皇后不立が常態化した唐代後半期、先帝の廟室にどの后妃を配耐するかをめぐっては、今上の意向が強く反映された。玄宗しかり、武宗しかり、間接的にはあるが宣宗が郭氏耐廟を拒絶したのもまたしかりである。

さりながら、皇帝の一存がすべてまかり通ったわけでもなく、宰臣・禮官はそれぞれの立場から諫言を述べてきた。李德裕の奏状から見える禮制上の問題を絶無としない表現や、太皇太后の慈旨を奉ずるといふ特殊な制詔スタ

イルも、これを暗に示している。また、宣宗朝の余從周墓誌にも、宣懿皇太后に代わって恭僖皇太后を配祀しようとする一派の存在が見られることもそれを示していた。

第三章で見たように、玄宗朝の禮官陳貞節の奏議に見える「每室一帝一后」の認識は、唐代後半期において必ずしも絶対的なものではなかった。それは家廟での二夫人を是認した韋公肅の「前に娶り後に繼ぎ、並びに是れ正嫡なれば、則ち偕に耐すの義、禮に于いて嫌ふ無し」との言辭からも明らかである。

そして、史料に乏しい開元二十一年の肅明皇后併耐の舞台裏については、「正號皇后」である肅明皇后を睿宗室に配祀しないことが問題となり、「一帝二后」となってしまうことよりも、嫡妻を別廟に置きつづけることが問題視された可能性が高い。同様に、郭太皇太后の配祀を主張した王暉の抗疏に、郭氏を實質的な皇后と看做している描寫が見られることなどから考えると、嫡妻は必ず配祀されるべきという認識が存在したことがうかがえる。すなわち、本稿の指摘するところは以下の四點に集約することができる。

- ① 配祀する后妃は今上皇帝の強い意向に左右される。
- ② 繼室は嫡妻として配祀することが容認されていた。
- ③ 正號皇后は必ず配祀されるべきという認識があった。
- ④ 一たび太廟に配祀した皇后の神主は外に出さない。

これらをもとに、北宋眞宗朝における太宗廟室の多后配祀への流れを見てみよう。<sup>50</sup>

太平興國元（九七六）年に太宗が即位すると、即位前に亡くなっていた尹氏を淑德皇后に、符氏を懿德皇后に追尊し、翌年には別廟に神主を祭っている。これは太宗存命のあいだは配祀すべき廟室がないことに起因し、第三章でみた『曲臺禮』にあらわれた「別廟皇后」そのものである。高祖李淵が後添えを取らなかつた故事により、繼室を

立てなかつた唐室とは異なり、雍熙元（九八四）年、太宗は繼室として李氏を立后する。

至道三（九九七）年、太宗が崩御する。このとき、正號皇后であつた李氏は存命であつたため、眞宗は別廟の懿德皇后符氏を太宗室に配附した（「二帝一后」）。眞宗の生母にあたる李賢妃は太平興國二（九七七）年にすでに亡くなつており、眞宗即位とともに皇太后に追尊されている。紛らわしいが正號皇后であつた李氏も同時に皇太后に尊ばれている。

景德元（二〇〇四）年、皇太后の李氏（明德皇后）が崩御すると、同三（二〇〇六）年には正號皇后であつた明德皇后を太宗室に配附（③正號皇后配附の原則）、懿德皇后もそのまま太宗室に留められた（「二帝二后」④神主不出の原則）。そして、大中祥符六（二〇一三）年には、眞宗生母の李皇太后も太宗室に升附されるにいたつた（「一帝三后」①今上の意向）。こうして、繼室を皇后に立ててゆくことで、必然的に正號皇后も多く存在することとなり、そこに優劣をつけることもできなくなつてすべての皇后を祭ることとなつた。こののち、眞宗の廟室を「一帝一后」にするために明道二（二〇三三）年に奉慈殿を造立するなどの施策が打ち出されるものの、慶曆五（二〇四五）年には眞宗廟も多后配附状態となり、ついに元豐六（二〇八五）年、后廟の神主のすべてが太廟に入れられることとなつた。

唐代の皇后耐廟から抽出した四つの特徴から多后配附への動きを見れば、多后配附という現象の根底には、玄宗の二后配附の援用ではなく、繼室を正室と同等に配附するという韋公肅の奏議が強く影響していることが見えた。もちろん、こうした唐から北宋への變化を語るとき、狭間にあたる五代についても論及すべきであるし、北宋の多后配附の議論もさらに整理が必要ではあるが、それらは稿を改めて論じることとしたい。

【年表1】北宋 太祖～神宗 宗廟に関する略年表

年号	西暦	ことごと	太廟の配座	別廟	祠殿
顯徳5 建隆元	958年 960年	賀氏病歿。→王氏繼室となる。 8月、王氏を皇后に册立。 9月、四親廟建立に際し、文懿、 惠明、簡穆皇后を追尊、各帝に配 食。	僖祖=文懿 順祖=惠明 翼祖=簡穆 宣祖		
建隆2	961年	6月、皇太后崩御。 9月、明憲皇太后を安陵へ 11月、明憲皇后を祔廟。	宣祖=明憲		
建隆3	962年	賀氏を皇后に追尊。 →陵に設けられた祠殿に祀る。			賀氏
乾徳元 乾徳2	963年 964年	王氏崩御。孝明と諡す。 2月、賀氏に孝惠と諡す。 4月、賀氏を安陵西北に葬り、神 主は別廟へ。		孝明 孝明 孝惠	
開寶元 開寶8	968年 975年	2月、宋氏を皇后に册立。 9月、太祖崩御。 太宗夫人符氏、歿。			
太平興國元	976年	11月、太宗夫人尹氏を淑徳皇后・ 符氏を懿徳皇后に追尊。			
太平興國2	977年	5月、太祖を祔廟。 →孝明皇后王氏を配食。 →太宗の淑徳皇后尹氏・懿徳皇后 符氏を別廟へ。	太祖=孝明	淑徳 懿徳	
至道元	995年	宋氏崩御。孝章と諡す。			
至道3	997年	3月、太宗崩御。 11月、太宗祔廟。 →懿徳皇后を太宗に配食。	太宗=懿徳		
景德元 景德4	1004年 1007年	10月、明德皇后を太宗に配食 7月、莊穆皇后を別廟へ →莊懷皇后の上位に置く。	太宗=懿徳 =明德	莊穆	
大中祥符6	1013年	7月、元徳皇后に關する廟議。 10月、元徳皇后を太宗に配食	太宗=懿徳 =明德 =元徳		
乾興元	1022年	10月、眞宗祔廟。 →莊穆皇后を配食。	眞宗=莊穆		
明道2	1033年	10月、奉慈殿の造営。 →眞宗の後妃を祀る。		莊獻明肅 莊懿 etc	
慶曆5	1045年	10月、奉慈殿の神主のうち、莊獻 明肅・莊懿皇后を眞宗に配食。	眞宗=莊穆 =莊獻明肅 =莊懿		
元豐6	1083年	后廟の神主をすべて太廟へ	太祖=孝明 =孝惠 =孝章 太宗=懿徳 =明德 =元徳 =淑徳 眞宗=莊穆 =莊獻明肅 =莊懿 =章懷		

## 注

- ① 金子修一『中國古代皇帝祭祀の研究』（岩波書店、二〇〇六年）、宗廟制度の基礎的な内容は、矢木毅『韓國の世界遺産 宗廟…王位の正統性をめぐる歴史』（臨川書店、二〇一六年）にわかりやすくまとめられている。
- ② 宗廟の基本構造や禮經に見える事項の基礎的整理は、諸橋轍次『支那の家族制』（大修館書店、一九四〇年）↓『諸橋轍次著作集』巻四（大修館書店、一九七五年）所収）に詳しい。
- ③ 山内弘一『北宋時代の太廟』（『上智史學』三五、一九九〇年）、朱溢『事邦國之神祇…唐至北宋古禮變遷研究』（上海古籍出版社、二〇一四年）第四章第三節「二帝一后形式的打破」
- ④ 『通典』所引の代宗の喪葬儀禮儀注「大唐元陵儀注」耐祭條に「第六室（室有二后、昭成於前、肅明於後。）」と、代宗朝の太廟第六室睿宗廟に二后配祀がなされていたことが特に注記されている。さらに、昭成（玄宗生母）が肅明（睿宗嫡妻）より前に置かれるという處遇の差異も読み取れる。
- ⑤ 猪俣貴幸「皇后耐廟攷初探」『立命館東洋史學』三八、二〇一五年。
- ⑥ 新城理恵「唐宋期の皇后・皇太后…太廟制度と皇后」（野口鐵郎先生古稀記念論集刊行委員會編『中華世界の歴史的發展』汲古書院、二〇〇二年。所収）はこのことを最初に指摘したものであるが、「二帝一后」が保持された事實を述べるのみで、背景には踏み込んでおらず、朱溢の前掲注①論考も、この點の細かい分析を缺いている。
- ⑦ 『資治通鑑』卷二〇五、長壽二年正月條  
 戶婢團兒爲太后所寵信、有憾於皇嗣、乃譖皇嗣妃劉氏・德妃竇氏爲厭呪。癸巳、妃與德妃朝太后於嘉豫殿、既退、同時殺之、瘞於宮中、莫知所在。……皇嗣畏忤旨、不敢言、居太后前、容止自如。團兒復欲害皇嗣、有言其情於太后者、太后乃殺團兒。『通鑑考異』所引劉子玄『太上皇實錄』  
 韋團兒諂佞多端、天后尤所信任。欲私於上而拒焉、怨望、遂作桐人潛埋於二妃院內、譖殺之、又矯制按問上。
- ⑧ 『舊唐書』卷七、睿宗本紀、景雲二年正月條

乙丑、追尊皇后劉氏爲肅明皇后、墓曰惠陵。德妃竇氏爲昭成皇后、墓曰靖陵。

『資治通鑑』卷二二〇、睿宗景雲二年正月條

乙丑、追立妃劉氏曰肅明皇后、陵曰惠陵。德妃竇氏曰昭成皇后、陵曰靖陵。皆招魂葬於東都城南、立廟京師、號儀坤廟。

⑨ 『舊唐書』卷二五、禮儀志五、太廟

時又追尊昭成・肅明二皇后、於親仁里別置儀坤廟、四時享祭。

⑩ 『舊唐書』卷二五、禮儀志五、太廟

⑪ 宣太后廟をめぐる廟議は、『晉書』卷三二、簡文宣鄭太后傳に徐邈の奏議が、『宋書』卷五五、臧燾傳に臧燾の奏議が遺されている。『晉書』后妃傳の解釋については、赤羽奈津子・猪俣貴幸・尾関圭信・織田めぐみ・小野響・川見健人・末川洗介・千田豊・安永知晃『『晉書』注』卷三十二 列傳第二 后妃下 譯註稿』『東洋史苑』九二・九三、二〇二一年に示した。なお、宣太后廟の成立については、別稿の準備がある。

⑫ 『舊唐書』卷九五、睿宗諸子、讓皇帝憲傳

時將建儲貳、以成器嫡長、而玄宗有討平韋氏之功、意久不定。成器辭曰、「儲副者、天下之公器、時平則先嫡長、國難則歸有功。若失其宜、海內失望、非社稷之福。臣今敢以死請」。累日涕泣固讓、言甚切至。時諸王・公卿亦言平王有社稷大功、合居儲位。睿宗嘉成器之意、乃許之。玄宗又以成器嫡長、再抗表固讓、睿宗不許。乃下制曰、「左衛大將軍、宋王成器、朕之元子、當踐副君。以隆基有社稷大功、人神僉屬、由是朕前懇讓、言在必行。天下至公、誠不可奪。爰符立季之典、庶協從人之願。成器可雍州牧・揚州大都督・太子太師、別加實封二千戶。賜物五千段・細馬二十匹・奴婢十房・甲第一區・良田三十頃」。

⑬ 『資治通鑑』卷二二一、玄宗開元五年正月條

春、正月癸卯、太廟四室壞、上素服避正殿。時上將幸東都、以問宋璟、蘇頌、對曰、「陛下三年之制未終、遽爾行幸、恐未契天心、災異爲戒。願且停車駕」。又問姚崇、對曰、「太廟屋材、皆符堅時物、歲久朽腐而壞、適與行期相會、何足異也。且王者以四海爲家、陛下以關中不稔幸東都、百司供已備、不可失信。但應遷神主於太極殿、更脩太廟、如期自行耳」。上大喜、從之。賜崇絹二百匹。己酉、上行享禮於太極殿、令姚崇五日一朝、仍入閣供奉、恩禮更厚、有大政輒訪焉。右散騎常侍褚無量上言、「隋

文帝富有天下、遷都之日、豈取符氏舊材以立太廟乎。此特諛臣之言耳。願陛下克謹天戒、訥忠諫、遠諂諛。上弗聽。

⑭ 『資治通鑑』卷二二一、玄宗開元五年十月條

十月癸酉、伊闕人孫平子上言、「春秋譏魯躋僖公。今遷中宗於別廟而祀睿宗、正與魯同。兄臣於弟、猶不可躋、況弟臣於兄、可躋之於兄上乎。若以兄弟同昭、則不應山兄置於別廟。願下群臣博議、遷中宗入廟」。事下禮官、太常博士陳貞節・馮宗・蘇獻議、以爲、「七代之廟、不數兄弟。殷代或兄弟四人相繼爲君、若數以爲代、則無祖禰之祭矣。今睿宗之室當亞高宗、故爲中宗特立別廟。中宗既升新廟、睿宗乃耐高宗、何嘗躋居中宗之以。而平子引躋僖公爲證、誣罔聖朝、漸不可長」。時論多是平子、上亦以爲然、故議久不決。蘇獻、頰之從祖兄也、故頰右之。卒從禮官議。平子論之不已、謫爲康州都城尉。

⑮ 『舊唐書』卷八、玄宗本紀、開元二十一年條

二十一年春正月……乙巳、遷祔肅明皇后神主于廟、毀儀坤廟。

『舊唐書』卷二五、禮儀志、太廟

二十一年、玄宗又特令遷肅明皇后神主於睿宗之室、仍以舊儀坤廟爲肅明觀。

⑯ 儀坤廟の殿宇はその後、肅明觀という道觀となったことが『長安志』卷八、親仁坊に見える。

西南隅、咸宜女冠觀。睿宗在藩之第。明皇升極於此。開元初、置昭成・肅明二皇后廟、謂之儀神廟。睿宗升遐、昭成遷入太廟、而肅明留於此。開元二十一年、肅明皇后亦耐入太廟、遂爲肅明道士觀。寶應元年、咸宜公主入道、與太真觀換名焉。

⑰ 『資治通鑑』卷二四三、穆宗長慶四年正月條

宦官欲請郭太后臨朝稱制、太后曰、「昔武后稱制、幾危社稷。我家世守忠義、非武氏之比也。太子雖少、但得賢宰相輔之、卿輩勿預朝政、何患國家不安。自古豈有女子爲天下主而能致唐虞之理乎」。取制書手裂之。太后兄太常卿劍聞有是議、密上牋曰、「苟果徇其請、臣請先帥諸子納官爵歸田里」。太后泣曰、「祖考之慶、鍾於吾兄」。是夕、上崩于寢殿。癸酉、以李逢吉攝冢宰。丙子、敬宗即位于太極東序。

⑱ 「正號皇后」とは、生前に皇后册立を受けて正式に皇后の位に即いたものを言い、死後の追尊によって皇后號を贈られた「追尊皇后」と區別するために用いられる。



19 『新唐書』卷七七、后妃傳、宣懿皇后韋氏

武宗立、妃已亡、追册爲皇太后、上尊諡、又封后二女弟爲夫人。

20 『唐會要』卷十六、廟議下では「其年六月」とあり、冒頭の「載誕之日」が武宗の誕生日とすると、「六月十一日」以降に出された制ということになる。

21 以下、李德裕の文書は傅璇琮・周建國校箋『李德裕文集校箋』（河北教育出版社、二〇〇〇年）所載の校定テキストを用い、句讀・傍線・囲み字などの加筆は筆者による。

22 この「附欽義承慶口奏」について、傅璇琮ほか先行研究は「前者附欽義・承慶口奏」と句讀して「欽義」と「承慶」がそれぞれ宦官の名前であるとする。たしかに「欽義」は當時の内樞密使の名として確認できるが、「承慶」は筆者の管見の限り史料上に確認できなかった。筆者としては、この「承慶」が「宣懿皇太后耐廟制」冒頭の「承顔之慶」を指している可能性を含めてこのように解釋しておく、江湖の批正を俟ちたい。

23 拓本の寫眞は『洛陽出土歷代墓誌輯編』（中國社會科學出版社、一九九一年）六八二頁を參照。録文は周紹良『唐代墓誌彙編』下册（上海古籍出版社、一九九二年）二二九五—二二九六頁にも見える。

24 「余從周墓誌」

君諱從周、字廣魯、其先會稽人。秦昭襄封勾踐之後爲顧余侯、侯之季子因命受氏。其後在南朝間、名爵相繼。逮有唐武德已來、雖軒裳稍衰、然亦宦學不絕。君之曾祖諱琰、仕爲大理評事。祖諱庭、仕爲饒州司戶參軍。父諱憑、仕爲蘇州吳縣尉、因君贈秘書省著作佐郎。著作娶洪氏、實杭州餘杭丞如筠之女、因君贈宣城太君。君著作之長子也。氣端而和、心清而廣、進以恭儉自處、退以虛澹自居。獨享年不淑、年四十有六。

25 武宗末期の改名については『會昌一品集』卷三「仁聖文武章天成功大孝皇帝改名制」に詳しく、『唐大詔令集』卷五「武宗改名詔」では、「三月十二日」とする。

門下。王者照臨萬萬、名豈尚於難知、敬順五行、理宜避於勝伏。徵諸前史、義實炳然。昔炎漢之興、洛傍去水、所都名號、猶乃避之。況我國家運昌土德、豈可以王氣勝於君名。所以憲宗繼明之初、實已捨水、必有冥數、叶於禎祥。漢宣帝柔服北夷、弘

宣祖業、功德之盛、侔於周宣、御曆十年、乃從美稱。朕遠惟大漢之事、近稟聖祖之謀、爰擇嘉名、式遵令典、敬承天意、永保鴻休、宜改名爲炎。仍令所司擇日、分命宰臣告天地宗廟。其舊名、中外表章不得更有回避。布告遐邇、咸使聞知。主者施行。

②6 武宗による宣宗の後繼指名は、『唐大詔令集』卷十一「武宗遺詔」にその内容が記されることから、『舊唐書』本紀などでは三月甲子（23日）に遺詔として出されたものとするが、發詔について『通鑑考異』に引く『武宗實錄』が「壬戌（21日）」、『宣宗實錄』が「辛酉（20日）」とし、『文武兩朝獻替記』が「自正月十三日後至三月二十日更不開延英」としていることから、21日には光王の「權句當軍國政事」が始まったと見られる。

②7 『東觀奏記』卷一

懿安郭太后既崩、喪服許如故事。禮院檢討官王皞抗疏、請后合葬景陵、配享憲宗廟室。疏既入、上大怒。宰臣白敏中召皞詰其事、皞曰、「郭太后是憲宗春宮時元妃、汾陽王孫、迨事順宗爲新婦。憲宗厭代之夜、事出闇昧、母天下歷五朝、不可以暗昧之事黜合配之禮」。敏中怒甚、皞聲益厲。宰臣將會食、周墀駐敏中廳門以俟同食。敏中傳語墀、「正爲一書生惱亂、但乞先之」。墀就敏中廳問其事、皞益不撓。墀以手加額於皞、賞其孤直。翌日、皞貶潤州句容令、墀亦免相。

②8 『舊唐書』卷五二、后妃下、憲宗懿安皇后郭氏傳。

昇平公主については、『舊唐書』卷五二、后妃傳には「代宗長女」とあるが、『舊唐書』卷二〇、郭子儀傳附郭曖傳に「曖、子儀第六子。年十餘歲、尚代宗第四女昇平公主、時昇平年亦與曖相類」とある。『新唐書』卷八三、諸帝公主、代宗十八女には、「齊國昭懿公主、崔貴妃所生。始封升平。下嫁郭曖。大曆末、寰內民訴涇水爲礎壅不得溉田、京兆尹黎幹以請、詔撤礎以水與民。時主及曖家皆有礎、丐留、帝曰、「吾爲蒼生、若可爲諸戚唱」。即日毀、由是廢者八十所。憲宗即位、獻女伎、帝曰、「太上皇不受獻、朕何敢違」。還之。慶元和時、贈虢國、賜諡。穆宗立、復贈封。」とある。「昭懿公主」については、歐陽脩『集古錄』卷八「唐昭懿公主碑」に「右、昭懿公主碑、孟簡撰。皇甫鍾書。公主代宗女也。號昇平公主、嫁郭氏。公主之號、自漢以來、始有謂天子之女。禮不自主婚（集本作婿。）以公主之因爲名。爾後世號某國公主者、雖實不以國公爲主、而名猶不失其義。唐世始別擇佳名、以加之、如昇平之類是也。已失其本義矣。今、此碑乃云諱昇平公主、字昇平公主（集本無此五字。）斯莫可曉也。治平元年八月八日書。（右眞蹟。）」とある。なお、本誌編輯委員會より「唐故虢國大長昭懿公主墓誌銘」に「第二女」とあるという指摘を受けたが、拓片の寫

眞は公開されておらず、筆者はその眞贋を確認できていないため、『舊唐書』に依據して「第四女」としておく。

⑲ 『舊唐書』卷五二、后妃下、憲宗孝明皇后鄭氏傳

憲宗孝明皇后鄭氏、宣宗之母也。蓋内職御女之列、舊史殘缺、未見族姓所出・入宮之由。

『東觀奏記』卷一

孝明鄭太后、潤州人也、本姓朱氏。李錡據浙西反、相者言於錡曰、「朱氏有奇相、當生天子」。錡取致於家。錡既死、後入掖庭、爲郭太后侍兒。憲宗皇帝愛而幸之、生宣宗皇帝、爲母天下十四年。懿宗即位、尊爲太皇太后。又七年、崩。以郭太后配享、出祭別廟。

⑳ 唐代後半期の内官制度については、拙稿「玄宗朝の内官制度改革と則天武后」(『唐代史研究』二四、二〇二一年)を参照。

㉑ この翌年の干支は甲午。「子午之忌」については『唐會要』卷八三、嫁婚に

建中元年十一月十六日敕、「……今時俗以子卯午酉年、謂之當梁、其年娶婦、舅姑不相見、蓋禮無所據、亦請禁斷」とあり、子・午・卯・酉年には婚姻を避ける風習は魏晉南北朝時代から史料上に見える。

㉒ 『資治通鑑』卷二四一、憲宗元和十五年閏正月條「乙卯、尊郭貴妃爲皇太后。」

『資治通鑑』卷二四三、穆宗長慶四年二月條「己亥、尊郭太后爲太皇太后。」

『舊唐書』卷五二、后妃下、憲宗懿安皇后郭氏傳

文宗孝而謙謹、奉祖母有禮、膳羞珍果、蠻夷奇貢、獻郊廟之後、及三宮而後進御。武宗即位、以后祖母之尊、門地素貴、奉之益隆。既而宣宗繼統、即后之諸子也、恩禮愈異於前朝。大中年崩於興慶宮、諡曰懿安皇太后、祔葬於景陵。后歷位七朝、五居太母之尊、人君行子孫之禮、福壽隆貴、四十餘年、雖漢之馬・鄧、無以加焉。識者以爲汾陽社稷之功未泯、復鍾慶於懿安焉。

㉓ 「母儀天下」などの皇后像については、石井和志「漢代「天下の母」考」(『立命館東洋史學』四五、二〇二一年)を参照。

㉔ 松本保宣「宣宗朝の聽政・唐代聽政制度の完成」(同『唐王朝の宮城と御前會議』晃洋書房、二〇〇六年。第六章所收。初出は「唐宣宗朝の聽政」『東洋學報』八三・三、二〇〇一年。)

㉕ 『東觀奏記』卷一

大中十三年秋八月、上崩、宰臣令狐綯爲山陵禮儀使、奏諱爲判官。

③⑥ 『資治通鑑』卷二五〇、懿宗咸通六年正月條

春正月丁巳、始以懿安皇后配饗憲宗室。時王皞復爲禮院檢討官、更申前議、朝廷竟從之。

③⑦ 『資治通鑑』卷二五〇、懿宗咸通六年十二月條

冬十二月壬子、太皇太后鄭氏崩。

『資治通鑑』卷二五〇、懿宗咸通七年五月條

五月、葬孝明皇后於景陵之側、主祔別廟。〈孝明皇后、宣宗母鄭太后也。懿安郭后、憲宗之元妃也、配食于太廟。鄭后、側室也、祔別廟、禮也。〉

③⑧ 『漢書』卷二五上、郊祀志

其來年冬、上議曰、「古者先振兵釋旅、然後封禪」。乃遂北巡朔方、勒兵十餘萬騎、還祭黃帝冢橋山、釋兵涼如。上曰、「吾聞黃帝不死、有冢、何也」。或對曰、「黃帝以僊上天、羣臣葬其衣冠」。既至甘泉、爲且用事泰山、先類祠泰一。

③⑨ 『舊唐書』卷五一、和思皇后趙氏傳

及中宗崩、將葬于定陵、議者以皇后得罪、不宜祔葬、於是追諡后爲和思、莫知瘞所、行招魂祔葬之禮。太常博士彭景直上言、「古無招魂葬之禮、不可備棺槨、置輜輶。宜據漢書郊祀志葬黃帝衣冠於橋山故事、以皇后禕衣於陵所寢宮招魂、置衣於魂輿、以太牢告祭、遷衣於寢宮、舒於御榻之右、覆以夷衾而祔葬焉」。從之。

④① 北宋における后妃の祭祀・祔廟については、山内弘一「北宋時代の神御殿と景靈宮」(『東方學』七〇、一九八五年)、山内弘一「北宋時代の太廟」(『上智史學』三五、一九九〇年)に詳しい。

④② 『白虎通』卷九、嫁娶

天子・諸侯、一娶九女者何。重國廣繼嗣也。適也者何。法地有九州、承天之施、無所不生也。娶九女、亦足以成君施也。九而無子、百亦無益也。『王度記』曰、「天子、一娶九女」。『春秋公羊傳』曰、「諸侯娶一國、則二國往媵之、以侄媵從之」。侄者何。兄之子也。娣者何。女弟也。

④② 『晉書』卷二十、禮志中、凶禮

驃騎將軍溫嶠前妻李氏、在嶠微時便卒。又娶王氏・何氏、並在嶠前死。及嶠薨、朝廷以問陳舒、「三人並得爲夫人不」。舒云、「禮記『其妻爲夫人而卒、而後其夫不爲大夫、而祔於其妻、則不易性。妻卒、而後夫爲大夫、而祔於其妻、則以大夫性』。然則夫榮於朝、妻貴於室、雖先夫沒、榮辱常隨於夫也。禮記曰『妻祔於祖姑、祖姑有三人、則祔其親者』。如禮、則三人皆爲夫人也。自秦漢已來、廢一娶九女之制、近世無復繼室之禮、先妻卒則更娶。苟生加禮、則亡不應貶」。庾蔚之云、「賤時之妻不得並爲夫人、若有追贈之命則不論耳」。嶠傳、贈王・何二人夫人印綬、不及李氏。

④③ 『左傳』隱公元年、傳

惠公元妃孟子、孟子卒。繼室以聲子、生隱公。宋武公生仲子。仲子生而有文在其手、曰爲魯夫人。故仲子歸于我。生桓公而惠公薨。是以隱公立而奉之。

『左傳』隱公三年、傳

夏、君氏卒。聲子也。不赴於諸侯、不反哭于寢、不祔于姑。故不曰薨。不稱夫人。故不言葬、不書姓。爲公故、曰君氏。

『穀梁傳』隱公五年九月

九月、考仲子之宮。考者、何也。考者、成之也。成之爲夫人也。禮庶子爲君、爲其母築宮。使公子主其祭也。於孫止。仲子者、惠公之母。隱孫而脩之、非隱也。

④④ 『唐會要』では「晉」を「魯」に作るが、『新唐書』や他の史料では「晉」に作る。直後に晉の景帝の話が續くことを考えると、「晉」とすべきだろう。景帝以前の晉室の祖宗に「南昌府君」は見えないが、朱溢はこれを豫章府君司馬量に比定する（朱溢『事邦國之神祇』（上海古籍出版社、二〇一四年）二一五頁）。南昌縣は豫章郡に屬し、かつて豫章太守であった司馬量は司馬懿の曾祖父にあたる。泰始二年正月に七廟の設置が議論された際、征西將軍（司馬鈞）、豫章府君（司馬量）、潁川府君（司馬儻）、京兆府君（司馬防）、宣帝（司馬懿）、景帝（司馬師）、文帝（司馬昭）が七廟の對象となった。ただ、荀氏・薛氏という夫人のことは、『晉書』を含めた史料中に見えず、詳細は不明である。

④⑤ これは『宋書』卷十七、禮志四に、

晉咸寧四年、景獻皇后崩、晉武帝伯母、宗廟廢一時之祀、雖名號尊崇、粗可依准。今太子妃至尊正服大功、非有故之比。既未山塋、謂烝祠宜廢。尋蔚之等議、指歸不殊、闕烝爲允。過卒哭耐廟、一依常典。」詔可。

と見えるもので、景帝の廟室に夏侯氏と羊氏の雙方が祭られた前例である。

46 顏真卿「唐故秘書省著作郎夔州都督府長史上護軍顏君神道碑（顏勤禮碑）」

不幸遇疾、傾逝於府之官舍、既而旋窆於京城東南萬年縣寧安鄉之鳳棲原。先夫人陳郡殷氏景柳夫人同合耐焉、禮也。

47 『新唐書』卷十一、禮樂志一

貞元中、太常禮院脩撰王涇考次歷代郊廟沿革之制及其工歌祝號、而圖其壇屋陟降之序、爲『郊祀錄』十卷。元和十一年、祕書郎・脩撰韋公肅又錄開元已後禮文、損益爲『禮閣新儀』三十卷。十三年、太常博士王彥威爲『曲臺新禮』三十卷、又採元和以

來王公士民昏祭喪葬之禮爲『續曲臺禮』三十卷。

48 後漢以來の禘祫の制度的變遷については、前掲注①に示した金子修一の研究に詳しい。

49 『舊唐書』卷二五、禮儀志、太廟條

大順元年、將行禘祭、有司請以三太后神主耐饗於太廟。三太后者、孝明太皇太后鄭氏、宣宗之母也。恭僖皇太后王氏、敬宗之母也。貞獻皇太后蕭氏、文宗之母也。三后之崩、皆作神主、有故不當入太廟。當時禮官建議、並置別廟、每年五享、及三年一祫、五年一禘、皆於本廟行事、無奉神主入太廟之文。至是亂離之後、舊章散失、禮院憑曲臺禮、欲以三太后耐享太廟。

50 山内弘一「北宋時代の太廟」（『上智史學』三五、一九九〇年。）参照。

〔附記〕

本稿は、松本保宣教授が長年にわたり大学院で開講してきた『資治通鑑』唐紀講讀の中で着想を得たものです。恩師の還暦記念も兼ねた本號に掲載すべく、二〇二二年二月十九日の六朝史研究会にて報告し、改稿しました。多くの有益な指摘をいただいた先生方に、特に識して謝意を表します。

（本學文學研究科東洋史學專修博士課程後期課程）